

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-20
処分の種類	許可等の取消、工事中止命令等			
根拠法令条例等・条項	下水道法第38条第1項			
処分の概要	下水道管理者は、本法の規定等に違反したものがあつた場合、許可の取消、工事中止命令等、必要な措置をとることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】下水道法第38条第1項</p> <p>公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>			
基準の制定根拠	—			